

2. コイヘルペスウイルス(KHV)病の発生が疑われる場合の対処

(1) 養殖コイ（個人宅で飼育するコイを含む）に異常が見られた場合

- ①飼育しているコイが大量に死んでいる場合や、長期間にわたり断続的に死んでいる場合、養殖業者（飼育者）は県内水面水産センター（電話：0761-78-3312）に電話で連絡してください。休日も当直が対応します。
- ②コイの状況及び飼育施設の状況を様式1に記録し、検体を冷蔵で保存してください。
- ③水産総合センター職員が出向き、検体の外観診断等を行い、疑わしい場合は持ち帰り検査します。
- ④水産総合センター職員がKHV病の疑いがあると判断した場合、所有者に対し県水産課への届出を行うよう指導します。
指導を受けた所有者は様式2の項目について文書または口頭で県水産課へ届出（持続的養殖生産確保法に基づく届け出）を行います。
- ⑤検査結果が出るまでの間は、水産総合センター職員の指示に従い死亡魚の回収や廃棄物としての適正な処理に努めるとともに、残っているコイの移動や出荷を自粛してください。

(2) 河川や湖沼等においてコイが大量に死んでいる場合

- ①発見者は、すぐに市町の担当者に連絡してください。
コイの死亡については、水質事故（有害物質の流出等）の可能性も想定されることから、現場状況を確認しながら、県保健福祉センターへの連絡もお願いします。特にコイ以外の魚の死亡が確認された場合は水質事故の可能性が高いと考えられます。
- ②市町の担当者は、直ちに現場に出向いて現地の状況を確認するとともに、県内水面水産センター（電話：0761-78-3312）に電話で連絡してください。休日も当直が対応します。
- ③市町村の担当者は、コイの状況や河川等の状況を様式3に記録し、検体を冷蔵で保存してください。
- ④水産総合センター職員が出向き、検体の外観診断等を行い、疑わしい場合は、持ち帰り検査します。